

マイナンバーを記載した

「通知カード」を送付します

平成27年10月から、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります。これに伴い、住民票がある全ての方(外国籍の方を含む)に、12桁のマイナンバーをお知らせする「通知カード(顔写真なし)」を住所地に送付します。

「通知カード」が届いた後に住所や氏名などの変更があった場合は、変更した内容を記載します。住民異動届や戸籍届を提出する際には「通知カード」を持参してください。

■問/市民課

☎573-1020

マイナンバー制度について

■問/全国共通ナビダイヤル

☎0570-20-0178

午前9時30分～午後5時30分

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

■マイナンバー制度のホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
(内閣官房のマイナンバー制度の特集ホームページ)

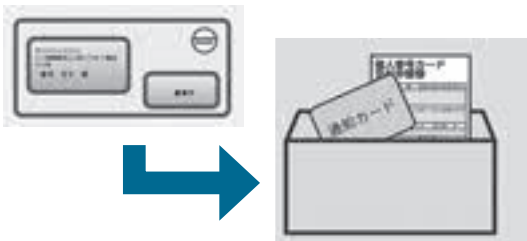
マイナンバー 内閣官房

検索



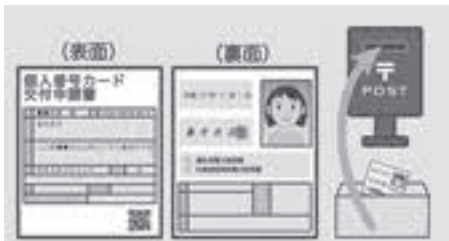
お手元に「通知カード」が届いたら、ご希望の方は「個人番号カード」の申請ができます。

ステップ1



平成27年10月以降、住民票の住所に、マイナンバーを記載した「通知カード」と、「個人番号カード交付申請書」、「返信用封筒」が世帯ごとに転送不要の簡易書留で届きます。

ステップ2



「個人番号カード交付申請書」に、撮影後おおむね6カ月以内の顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストへ投函。また、スマートフォンなどからも申請できます。

ステップ3



平成28年1月以降、「個人番号カード」の交付準備が整うと、市から「個人番号カード交付通知書」が送られてきますので受け取る日と時間を事前に予約してください。

ステップ4



予約をした日時に、次の3点(住民基本台帳カードをお持ちの場合は4点)を持って受け取りに来てください。

- ①個人番号カード交付通知書
- ②運転免許証などの本人確認書類
- ③通知カード
- ④住民基本台帳カード(お持ちの場合)

●ご注意ください

- ・震災により避難されている方や事情により住民票のある住所ではない所に居住されている方は、お住まいの市区町村で「個人番号カード」の申請ができる場合があります。詳しくは住民票のある市区町村へお問い合わせください。
- ・平成28年1～3月は個人番号カードの交付が集中すると予想されます。交付までに日数がかかりますのでご了承ください。

⑤



臨時災害
ラジオ放送

万一災害が発生した場合、市では、FMポコ(76.2MHz)を「臨時災害ラジオ放送局」として、避難所やライフラインなどに関する緊急情報をお知らせします。●問/危機管理室☎525-3793

